

### 『広域入所』とは

居住地以外の市区町村にある認可保育施設に入所を希望する者に対して、市区町村間で受委託を行うことで、希望する保育施設への入所が可能となる制度のことです。※双方の市区町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件です。

### 広域入所の手続き

#### 1. 牛久市に転入予定の方

(転入予定者とは入園希望月の前月末日までに牛久市へ住民票を異動し、かつ申込時に転入先がわかる書類が添付できる方です。)

①**申込先** 牛久市役所保育課 (本庁舎 1階)

②**申込締切日**

- 入園希望月の前月5日(土日祝の場合は直前の平日)が申込締切日です。
- 郵送の場合は、簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。
- 郵送によるお手続きの場合は、郵便が牛久市役所保育課入園担当へ到着した日を申請日として取扱います。(消印有効ではございません。)
- 4月入園のお申込みは、別に期日が設定されますのでご確認ください。  
(「保育施設の入園申込みについて(3ページ)」参照。)

③**申込書類**

牛久市様式で提出してください。各様式につきましては牛久市ホームページよりダウンロード可能です。郵送のサービスは行っておりません。「申込みに必要な書類(5～6ページ)」参照

※牛久市内各施設の受入見込人数は牛久市のホームページで確認できます。

④**転入先がわかる書類**

以下、①と②と③全ての書類提出により、転入予定が確認できる場合は、牛久市民とみなして審査します。

①「転入誓約書」(牛久市様式)

②「転入先住所、契約者、引渡し日(入居開始日)\*すべてがわかる書類」(1)～(4)のいずれか

- (1) 不動産売買契約書
- (2) 賃貸借契約書等の写し
- (3) 社宅、法人契約の場合は、「転入誓約書」に勤務先の連絡先を記入
- (4) 市内在住者との同居の場合は、「同居予定申立書」(牛久市様式)

\*引渡し日(入居開始日)は、入園希望月の前月末日までの日にちであること。

③「広域入所確認シート」(牛久市様式)

※入園希望月の前月末日までに、牛久市に転入手続きを完了させてください。(転入手続きが完了していない場合は、入園取り消しとなりますのでご注意ください。)

※郵送での申し込みの場合は、不備書類のチェック、追加書類提出依頼の可能性のあることを想定し、申込締切日より余裕をもってお申込みください。**締切日までに提出がなかった場合、選考・利用調整において不利になる場合がございます。**また、郵便事故等の責任はこちらでは一切負いませんことをご了承願います。

〈宛先について〉

郵送での申請の場合、右記の宛先まで郵送願います。

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

牛久市保健福祉部保育課 入園担当 宛

## 2. 市外から牛久市の保育園への申込み（牛久市に転入せず市外から通う方）

### ①申込先

お住まいの市区町村の保育所担当窓口

### ②必要書類

- お住まいの市区町村の申込様式一式
- 広域入所確認シート（牛久市ホームページからダウンロード可能）

### ③注意事項

- 0、1歳児の受入れは行っておりません。（市内の認可保育施設に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師の子どもは除く。）
- 単年度ごとのご利用(契約)となります。翌年度も入園を希望する場合は、選考となりますので再度申込みをしてください。
- 牛久市在住の方を優先して選考を行うことをご承知の上お申込みください。
- 希望園に受入人数が残っている場合でも、入園できるとは限りません。
- 4月入園を希望する場合は、2次受付からの審査となります。

## 3. 市外の保育園への申込（牛久市から転出する方）

### ①申込先

転出先市区町村の保育所担当課

### ②必要書類

転出先市区町村に事前にご確認ください。

### ③注意事項

牛久市保育課では受付を行っておりません。



## 4. 市外の保育園への申込（転出せず牛久市から通う方）

### ①申込先

牛久市保育課窓口

### ②必要書類

牛久市の申込書類及び保育園所在地市区町村での必要書類

### ③注意事項

- 必要書類、締切日及び受入可能年齢を申込み先に必ず確認し、希望先の市区町村が定める締切日の10日前にはお申込みください。速達・FAXでの対応はいたしかねますので余裕をもってお申込みください。
- 他市区町村の保育施設の利用は、単年度ごとの利用(契約)です。翌年度も継続して利用できるとは限りません。（希望する市区町村が受け入れできない状況であれば、継続利用はできません。）